交企甲達第２８号
交指甲達第１５号
交規甲達第７号
令和６年５月１７日

各部、課、隊、所、校、署長　　殿

福井県警察本部長

交通死亡事故等発生時における再発防止対策について

交通死亡事故等が発生したときの現場点検、交通取締り、街頭活動等の再発防止対策については、交通死亡事故現場等を中心とした総合的な再発防止対策の実施について（令和元年交企甲達第１５号。以下「旧通達」という。）により実施しているところ、この度、下記のとおり内容を見直し運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

１　対象となる交通事故

管内で発生した交通死亡事故、重体事故及び社会的反響の大きい事故（以下「対象事故」という。）

２　再発防止対策の協議・実施

警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、対象事故が発生したときは、同一場所における交通事故の再発を防止するため、対象事故の内容（時間、曜日、形態、原因、通行目的等）を踏まえた再発防止対策について交通企画課長と協議し、３を参考に、その内容、期間等を設定し、実施するものとする。

３　再発防止対策の例

(1)　現場点検

対象事故発生後速やかに、対象事故が発生した原因、対象事故発生場所の道路交通環境、同様の交通事故の再発を防止するために必要と認められる措置等を検証するため、道路管理者と合同で、必要により、自治体、交通安全協会等と連携して、現場点検を行う。さらに、現場点検を踏まえ、対象事故発生場所における交通環境の改善を図る。

(2)　交通取締り

対象事故の発生時間帯において、発生場所又はその周辺で交通取締りを実施する。

(3)　街頭活動

対象事故の発生時間帯において、対象事故の発生場所が重大事故の現場であることを啓発するため、赤パト、駐留監視等の「見せる活動」を実施する。

(4)　広報啓発

リュウピーネット、ＳＮＳ、ホームページ等の各種媒体を活用して、対象事故の発

生を広く県民に周知し、注意喚起する。

4　警察本部の措置

(1)　交通企画課の措置

交通企画課長は、対象事故が発生したときは、再発防止対策を講ずる上で参考となるよう、交通事故発生通知書（別記様式）により、自治体及び道路管理者へ通知するものとする。また、対象事故に係る交通事故発生報告（交通関係即報事案の報告要領の制定について（令和２年交指甲達第１４号）別記様式第１号から第３号まで）の写しの送付により、交通部各課各隊及び対象事故発生警察署以外の警察署に通知するものとする。

(2)　交通指導課の措置

交通指導課長は、警察署等が実施する交通取締り及び街頭活動に際し、必要に応じて、助言又は支援するものとする。

(3)　交通規制課の措置

交通規制課長は、警察署等が現場点検を行ったときは、現場周辺を含めた交通規制の見直しや標示の補修等について、必要に応じて、助言又は支援するものとする。

5　留意事項

(1)　再発防止対策に当たっては、遺族や被害者の感情に十分配慮すること。

(2)　街頭活動に当たっては、現場責任者の指揮の下、受傷事故防止に留意すること。

(3)　報道発表をしようとするときは、広報効果を見極めて可否を判断すること。

6　報告

警察署長等は、再発防止対策を実施したときは、速やかに、定型報告支援システムにより交通企画課長を経由して交通部長に報告すること。

7　事務の専決等

２の警察署長等と交通企画課長との協議は、警察署交通官、交通課長又は高速道路交通警察隊副隊長（以下「交通課長等」という。）と交通企画課交通事故防止対策室長に実施させることができる。また、６の報告は、交通課長等の専決とすることができる。

別記様式省略